

☎総和庁舎 Tel.92-3111
 ㊦古河庁舎 Tel.22-5111
 ㊧三和庁舎 Tel.76-1511
 ㊨健康の駅 各課直通電話番号
 ㊩古河福祉の森会館 各課直通電話番号
 各庁舎の住所は29ページをご覧ください

**退職(失業)時の
国民年金の手続き**

20歳以上60歳未満の人が会社などを退職した場合、国民年金第1号被保険者への加入手続きが必要です。また、配偶者が第3号被保険者のときは、配偶者の手続きも必要です。保険料を納めることが困難な場合は、申請により納付が免除される制度がありますので、ご相談ください。

持参物 基礎年金番号が分かるもの、退職日が分かる書類(免除・納付猶予を申請する場合は離職票または雇用保険受給資格者証等)
申込場所 ㊦国保年金課、㊧市民総合窓口課、㊨市民総合窓口課、㊩市民総合窓口室
問 ㊦国保年金課、下館年金事務所 Tel.0296・25・0829

**国保人間ドックの助成
(2次募集)**

特定健診、がん検診との重複受診はできませんので、ご注意ください。
対象 次の①②を満たす人
 ①申込時と健診受診時に国保被保

②特定建設資材(コンクリート、コンクリート・鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)を用いた建築物の解体工事をする場合、建設リサイクル法の届け出が必要です。なお、解体工事には自主施工を除き、建設リサイクル法の解体工事業の登録または建設業の許可が必要です。
 ㊨建築指導課

**国民健康保険税の
納付方法のご確認を**

令和5年度国民健康保険税の納付通知書を7月に発送します。納付方法を変更する場合、口座振替依頼書での申し込みは6月30日までに、ペイジー・Web口座振替受付サービスでの申し込みは7月10日までに手続きをしてください。手続きの時期により、希望する納付方法が納税通知書に記載されない場合があります。

- 現金納付↓口座振替
- 口座振替依頼書を提出、またはペイジー・Web口座振替受付サービスで申し込み
- 振替方法の変更(全納↓期別)、金融機関の変更

険者で、昭和24年4月1日～昭和59年3月31日生まれ(令和5年度に75歳になる人は対象外)
 ②国民健康保険税に未納がない
定員 150人(多数抽選)
受診可能医療機関 市指定の10医療機関
助成額 2万3千円

申込・問 5月15日(月)～24日(水)に
 ㊦国保年金課に申込書を提出
 ㊧電子申請
 ㊨国保年金課



**昭和56年以前の住宅の
無料耐震診断を行います**

対象 木造戸建て住宅を所有し、次の①～④全てを満たす人
 ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された住宅で、階数が2階以下、延べ面積が30平方メートル以上
 ②在来軸組構法・伝統的構法で建てられた(プレハブ、ツーバイフォー、丸太組構法等は対象外)
 ③過去にこの事業に基づく耐震診断を受けていない
 ④所有者とその世帯員が市税を滞

**令和5年度特別障害者手当等
と特別児童扶養手当の額**

再度、口座振替依頼書を提出、またはペイジー・Web口座振替受付サービスで申し込み
 ○口座振替↓現金納付
 口座振替廃止届を提出
問 ㊨収納課



納していない
定数 5戸(多数抽選)
内容 診断士と訪問日を決定後、家の中と外回りを調査
【メールでご注意ください】
 市では、申し込みをしていない人に診断士の派遣や、改修工事のあっせんはしていません。

申込期限 6月9日(金)㊨
申込・問 ㊨建築指導課

**危険ブロック塀等の撤去費の
一部を補助します**

対象 次の①～④全てを満たす人
 ①市が定める通学路または緊急輸送道路に面する危険ブロック塀等の全部または一部を撤去する工事
 ②交付決定前に工事に着手していない
 ③申請者が市税を滞納していない
 ④12月28日までに工事を完了できるもの
 ※対象ブロック塀、施工者等に要件有り。
補助金額 撤去費に3分の2を乗じた額、または撤去する危険ブロック塀等1メートル当たり1万

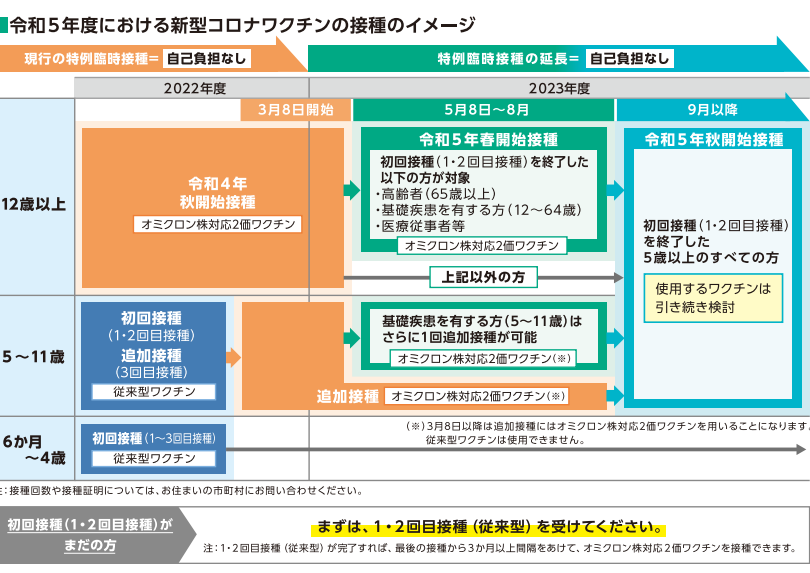
円(撤去部分の高さが1メートル以下の場合7千円)を乗じた額のいずれか低い額「上限10万円」
申込期限 8月18日(金)㊨
申込・問 ㊨建築指導課

**耐震補強が必要な住宅の耐震
改修費の一部を補助します**
対象 次の①～③全てを満たす住宅の上部構造評点を1.0以上にするための補強・耐震改修工事費用
 ①自己用の木造戸建て住宅
 ②所有者とその世帯員が市税を滞納していない
 ③耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満
 ※対象者、対象住宅、設計者、施工者等に要件有り。
補助金額 設計と工事に必要な経費の3割に相当する額(上限100万円)
申込期限 6月23日(金)㊨
申込・問 ㊨建築指導課


建築物を解体予定の人へ
 延べ面積80平方メートル以上で


新型コロナワクチン接種のご案内

新型コロナワクチンの接種期間が、令和6年3月31日まで延長されました。今年度の接種も、自己負担はありません。重症化リスクが高い人等には、5月8日～8月31日の間に追加接種を行います。接種券は順次発送しますが、基礎疾患等のある人および医療機関従事者等のうち、未申請の人は発行申請が必要になります。また、9月以降には初回接種を終了した5歳以上全ての人に接種を行う予定です。
問 ㊨コロナワクチンコールセンターTel.23-2567



～接種券の申請方法～
 ○窓口(㊦市民総合窓口課、㊧市民総合窓口室、㊨福祉推進課、㊩健康づくり課のいずれか)
 ○郵送(㊨健康づくり課宛て)
 ○電話(Tel.23-2567)
 ○二次元コード


 申請
(18歳以上)


 申請
(5～17歳)